加入系電柱	1　設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を加入系電柱間隔で除したものを当該局の加入系電柱本数とし、データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るものを控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系加入系電柱本数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。 局ごと加入系電柱投資額＝メタルＩＰ音声系加入系電柱本数×電柱単価×電柱共架率
中継系電柱	1　設備量の算定 ループごとに、中継系管路亘長km（離島設備の適用区間を除く。）に中継線路架空比率を乗じて中継系電柱間隔で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（心数比及びＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタルＩＰ音声系中継系電柱本数とする。 2　投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。 ループごと中継系電柱投資額＝メタルＩＰ音声系中継系電柱本数×電柱単価
加入系管路	1　設備量の算定 ［⑴～⑶　略］ ⑷　⑶の加入系管路条km、加入系管路亘長km及び⑵のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系加入系管路条km、メタルＩＰ音声系加入系管路亘長km及びメタルＩＰ音声系インナーパイプ延長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額 ＝メタルＩＰ音声系加入系管路条km×（加入系管路条km当たり単価＋管路条km当たり災害対策増分単価） ＋メタルＩＰ音声系加入系管路亘長km×加入系管路亘長km当たり単価 ＋メタルＩＰ音声系インナーパイプ延長km×インナーパイプ延長km当たり単価

加入系電柱	1　設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを当該局の電柱本数とする。 2　投資額の算定 ［同左］ 局ごと加入系電柱投資額＝音声系加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率
中継系電柱	1　設備量の算定 ループごとに、中継系管路亘長km（離島設備の適用区間を除く。）に中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系電柱本数とする。 2　投資額の算定 ［同左］ ループごと中継系電柱投資額＝音声系中継系電柱本数×中継系電柱単価
加入系管路	1　設備量の算定 ［⑴～⑶　同左］ ⑷　⑶の加入系管路条km、加入系管路亘長km及び⑵のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系管路条km、音声系加入系管路亘長km及び音声系インナーパイプ延長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。 局ごと加入系管路投資額 ＝音声系加入系管路条km×（加入系管路条km当たり単価＋管路条km当たり災害対策増分単価） ＋音声系加入系管路亘長km×加入系管路亘長km当たり単価 ＋音声系インナーパイプ延長km×インナーパイプ延長km当たり単価